

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（令和元年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																
<p>(会計年度任用職員の給与等に関する規則の読替え)</p> <p>第10条 第4条第1項又は第7条の規定により会計年度任用職員の例による場合における会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>(会計年度任用職員の給与等に関する規則の読替え)</p> <p>第10条 第4条第1項又は第7条の規定により会計年度任用職員の例による場合における会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																																
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第14条</td><td>報酬額</td><td>給与額</td></tr><tr><td>月額基本報酬</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第19条</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>		[略]		第14条	報酬額	給与額	月額基本報酬	[略]	[略]		第19条	[略]		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第14条</td><td>月額基本報酬</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第14条の2</td><td>月額基本報酬</td><td>月額基本給料</td></tr><tr><td></td><td>報酬の月額</td><td>給与の月額</td></tr><tr><td></td><td>日額基本報酬</td><td>日額基本給料</td></tr><tr><td>第19条</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>		[略]		第14条	月額基本報酬	[略]	[略]		第14条の2	月額基本報酬	月額基本給料		報酬の月額	給与の月額		日額基本報酬	日額基本給料	第19条	[略]	
[略]																																		
第14条	報酬額	給与額																																
	月額基本報酬	[略]																																
	[略]																																	
第19条	[略]																																	
[略]																																		
第14条	月額基本報酬	[略]																																
	[略]																																	
	第14条の2	月額基本報酬	月額基本給料																															
	報酬の月額	給与の月額																																
	日額基本報酬	日額基本給料																																
第19条	[略]																																	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。